

# 「後期高齢者医療被保険者証」が8月1日に更新されます

後期高齢者医療被保険者証(保険証)は有効期限が1年間で、毎年8月1日に更新されます。  
現在お持ちの保険証は、有効期限が令和5年7月31日までとなっていますので、  
**令和5年8月1日からお使いいただく新しい保険証を7月下旬に送付します。**

## ■対象者

- 75歳以上のすべての方(生活保護を受けている方を除きます)
- 65歳以上75歳未満で、一定の障害があると認定されており、後期高齢者医療の保険証をお使いの方

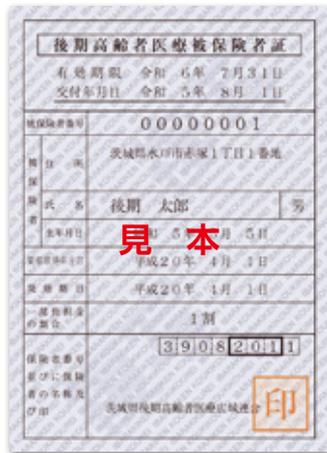
## ■内容

医療機関等の窓口でご負担いただく自己負担割合は、住民税課税所得に応じて、「1割」、「2割」または「3割」となります。

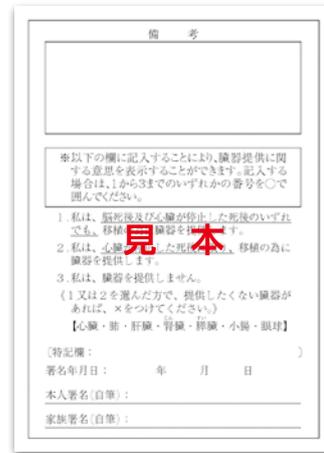
- 令和5年8月1日以降は、新しい保険証を医療機関等へ提示してください。
- 後期高齢者医療保険料に納め忘れ等があると、有効期限が短い保険証になる場合があります。

## ■送付する被保険者証の見本

新年度の被保険者証の色は、「紺色」です。



(表面)



(裏面)

65歳以上75歳未満の方で一定の障害がある方は、申請により後期高齢者医療制度へ加入することができます。

### 【一定の障害とは】

- 国民年金法における障害年金1級または2級の受給者
- 身体障害者手帳1級～3級の該当者
- 身体障害者手帳4級の音声又は言語機能障害、下肢障害の1号、3号又は4号該当者
- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級該当者
- 療育手帳A又はA該当者

※加入を希望する方は、担当課までお問合せください。

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線123

# 後期高齢者医療保険料

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。所得の少ない方(世帯)や後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の扶養者」であった方は、基準に応じて保険料の均等割額や所得割額が軽減されます。

## 令和4・5年度の保険料率

※保険料率は、2年ごとに見直されます。

均等割額

46,000円

所得割率

8.50%

## 個人ごとの保険料の決め方

1年間の保険料額  
(100円未満切捨て)

=

均等割額  
46,000円

+

所得割額  
(賦課のもととなる金額)×8.50%

※賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除額

※保険料額の賦課限度額(上限)は66万円です。

## 保険料の軽減について

### ○世帯の所得が低い方に対する軽減

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合
①43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)以下の世帯	7割
②43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)+「29万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
③43万円+10万円×(給与所得者等の数－1)+「53.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

### ○会社などの健康保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、加入後2年間に限り均等割額が5割軽減されます。また、所得割額の負担はありません(国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません)。

## 令和5年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月に送付します

後期高齢者医療制度では、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担することにより、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っています。健全な制度運営のため、期限内の保険料納付をお願いします。

※納付書で保険料を納める方は、便利な口座振替をご利用ください。

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線123